

検証・浦和電車区事件の真実 No.43

民主化闘争情報 [号外] 2008年8月20日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

第43回 東労組は3千人超の動員で加害者支援

2003年2月25日に始まった東京地裁における浦和電車区事件の刑事裁判は、2007年7月17日の判決まで、約4年5ヶ月、実に60回に亘って公判が続いた。

異常な動員態勢に裁判長も苦言！

公判には、傍聴券確保のため、JR東労組の組合員らが朝から多数動員され、毎回、東京地裁を取り囲んだ。当初は1,000名前後の動員者であったが、次第にエスカレートし、最終場面では、毎回、2,000名を超える組合員が集まった。傍聴席はわずか90余席であり、JR東労組関係者でこれをすべて占拠しようといわんばかりの規模である。

とくに2007年4月19日の第57回公判では整理券発行枚数が最高の3,618枚となり、抽選手続きに手間取り開廷が遅れ、裁判長が被告側に「あなたがたを支援するのは分かるが、結果的に開廷が遅れることになる。組織的なものならば次回からはあまり多く動員するのは遠慮して欲しい」と苦言を呈する異例の事態となった。一般の組合員は、Y氏(当該事件被害者)が受けた恫喝や糾弾の実態も知らないまま、毎回、組織の指示で動員に駆り出されていたのだろうが、JR東労組は、秋から始まるとされる控訴審でも大量動員を行うつもりなのだろうか。

被告らは強要を裏付ける証拠を懸命に否定

また、公判では、被告本人への尋問も行われた。被告らは、Y氏を脱退、退職に追い込んだことを裏付ける分会情報、資料、メモなど、大量に押収された証拠の内容を否定しようとする証言を繰り返した。そして2007年2月21日の第56回公判で、検察側は、被告らに懲役3年~2年を求刑した。被告側は論告の争点を否定し、最終的には、4月27日(第59回公判)、被告代理人、被告本人からの意見陳述を以って、裁判は結審した。この最終意見陳述でも、被告側は「Yは自ら組合を脱退し、会社を退職した」「被告らは加害者ではなく被害者である」「本事件はでっちあげであり、被告らは無罪だ」などと主張している。

ところで被告のうち、斉藤・小黒被告は、捜査段階で強要の事実を認める供述をしていた。斉藤は「東労組としては、東労組からYを脱会させるとともに、それだけでなく、YをJR東日本から退職させようとして、今回の事件を起こすことになったのでした。今回の事件に関わった個々の組合員の判断で起こした事件ではなく、今回の事件は、東労組という組合の方針として起こした事件でした」と、小黒は「Yの東労組脱退以後は組合の方針としては、『まだ闘いは終わらない。引き続きYを追求し、追いつめていく』という方針で、暗にY君に対し退職をせまるという感じでした」などと供述した。なお、両名とも裁判では、供述した理由について「早く外へ出たかったから」などと主張している。なお、斉藤は、2001年4月に起こした不祥事に対しJR東労組浦和電車区分会役員から退職を迫られたことへの不満、組合を抜かれたことへの安堵感、Y氏への行為に対する反省などについても供述している。(次号に続く)